

第 8 期 中 間 決 算 公 告

平成21年12月25日

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
株式会社みずほコーポレート銀行
取締役頭取 佐藤 康博

中間連結貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	3,266,006	預 渡 性 預 金	19,355,674
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	139,821	債 券	6,831,761
買 現 先 勘 定	8,722,232	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	1,062,550
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	4,948,212	売 現 先 勘 定	12,107,980
買 入 金 銭 債 権	145,622	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	12,916,273
特 定 取 引 資 産	14,207,687	特 定 取 引 負 債 金	3,712,306
金 銭 の 信 託	93,497	借 用 金	8,603,360
有 価 証 券	18,229,396	外 国 為 替	6,950,428
貸 出 金	28,042,875	短 期 社 債	203,323
外 国 為 替	419,604	社 債	474,800
金 融 派 生 商 品	7,360,052	金 融 派 生 商 品	3,332,749
そ の 他 資 産	2,186,292	そ の 他 負 債 金	6,658,256
有 形 固 定 資 産	160,465	賞 与 引 当 金	1,677,338
無 形 固 定 資 産	193,664	退 職 給 付 引 当 金	23,698
繰 延 税 金 資 産	282,283	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	14,991
支 払 承 諾 見 返	2,648,818	貸 出 金 売 却 損 失 引 当 金	532
貸 倒 引 当 金	△ 364,673	偶 発 損 失 引 当 金	27,666
投 資 損 失 引 当 金	△ 4,560	特 別 法 上 の 引 当 金	2,427
		繰 延 税 金 負 債	1,922
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	10,081
		支 払 承 諾	26,217
		支 払 承 諾	2,648,818
		負 債 の 部 合 計	86,643,162
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	1,404,065
		資 本 剰 余 金	663,434
		利 益 剰 余 金	367,623
		株 主 資 本 合 計	2,435,122
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	76,760
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	63,715
		土 地 再 評 価 差 額 金	36,382
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 95,747
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	81,110
		新 株 予 約 権	372
		少 数 株 主 持 分	1,517,529
		純 資 産 の 部 合 計	4,034,135
資 産 の 部 合 計	90,677,298	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	90,677,298

中間連結損益計算書（平成21年4月 1 日から
平成21年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目		金 額	
経常収益			773,647
資金運用収益		413,078	
（うち貸出金利利息）		（ 241,310 ）	
（うち有価証券利息配当金）		（ 106,686 ）	
信託報酬		0	
役務取引等収益		117,242	
特定取引収益		144,625	
その他の業務収益		38,389	
その他の経常収益		60,310	
経常費用			664,296
資金調達費用		176,762	
（うち預金利息）		（ 43,548 ）	
（うち債権利息）		（ 5,033 ）	
役務取引等費用		17,969	
その他の業務費用		42,006	
営業経費用		248,492	
その他の経常費用		179,065	
経常利益			109,350
特別利益			78,139
特別損失			60,167
税金等調整前中間純利益			127,322
法人税、住民税及び事業税		10,746	
法人税等還付税額		△ 3,897	
法人税等調整額		11,169	
法人税等合計			18,018
少数株主損益調整前中間純利益			109,303
少数株主利益			15,429
中間純利益			93,874

〈中間連結財務諸表の作成方針〉

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 83社

主要な会社名

みずほ証券株式会社

Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.

Mizuho Corporate Bank (USA)

MHCB America Holdings, Inc.

当行子会社であったみずほ証券株式会社と当行関連法人等であった新光証券株式会社は平成21年5月7日を合併効力日として、新光証券株式会社を吸収合併存続会社、みずほ証券株式会社を吸収合併消滅会社とする合併を実施し、商号をみずほ証券株式会社と変更しております。

合併後のみずほ証券株式会社他16社は、みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併等により当中間連結会計期間から連結しております。

また、合併前のみずほ証券株式会社他1社は合併による消滅等により連結の範囲から除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

非連結の子会社及び子法人等はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

② 持分法適用の関連法人等 21社

主要な会社名

みずほキャピタルパートナーズ株式会社

なお、永和証券株式会社他3社は、みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併により当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。

また、新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社との合併により連結される子会社となったため、持分法の対象より除いております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

Asian-American Merchant Bank Limited

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

4月末日	1社
6月最終営業日の前日	2社
6月末日	36社
9月末日	36社
12月最終営業日の前日	8社

② 4月末日、6月最終営業日の前日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれ

の中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社（ケイマン法人等の形態によっております）16社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社16社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は1,641,867百万円、負債総額（単純合算）は1,641,403百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

② 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当中間連結会計期間末残高

貸出金	1,213,923百万円
信用枠及び流動性枠	269,950百万円
主な損益	
貸出金利息	5,629百万円
役務取引等収益	943百万円

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及

び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社及び子法人等株式並びに持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結会計期間末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

①株式交付費

株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。

②社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

③社債発行差金

社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行及び主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は165,713百万円であります。

上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上し

ております。

また、当行の貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。

なお、時価をもって中間連結貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金23,103百万円を相殺表示しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準

貸出金売却損失引当金は、昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(13) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,922百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。

(14) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社及び子法人等株式並びに持分法非適用の関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は36,268百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は30,386百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力バー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、当行の一部の資産・負債及び連結される子会社及び子法人等の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(企業結合に関する会計基準等)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当中間連結会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

- (1) 従来、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したことから当中間連結会計期間から区分掲記しております。
- (2) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額(連結される子会社及び子法人等の株式及び出資額を除く) 6,705百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。
無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は9,786,344百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,710,160百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,183百万円、延滞債権額は271,455百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はあります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は168,034百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は460,673百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。
これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、292,955百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	6,839,921百万円
有価証券	6,907,135百万円
貸出金	4,318,376百万円
有形固定資産	250百万円
担保資産に対応する債務	
預金	239,577百万円
コールマネー及び売渡手形	944,300百万円
売現先勘定	4,991,534百万円
債券貸借取引受入担保金	3,432,855百万円
借入金	5,545,184百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」20,623百万円、「特定取引資産」389,637百万円、「有価証券」1,105,353百万円及び「貸出金」18,042百万円を差し入れております。

非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうちデリバティブ取引差入担保金は1,022,560百万円、先物取引差入証拠金は46,756百万円、保証金は38,074百万円、その他の証拠金等は25,781百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は、57百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,880,524百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,441,951百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 131,779百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金575,325百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債757,127百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は54,096百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 204,662円77銭
16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国際統一基準） 14.53%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益50,852百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、信用リスク減取引に係る損失73,146百万円、貸倒引当金繰入額40,456百万円、貸出金償却26,789百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」には、証券子会社合併に伴う負ののれん発生益66,972百万円及び償却債権取立益9,562百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」には、証券子会社合併に伴う持分変動損失38,899百万円、段階取得に係る損失13,653百万円、証券子会社の合併関連費用4,179百万円を含んでおります。
5. 外国法人税については、従来、法人税法上損金処理をしていたため「その他経常費用」に計上しており、前中間連結会計期間においても同様に計上しておりましたが、前連結会計年度末より法人税法上の税額控除の適用を受けることとしたため、「法人税、住民税及び事業税」に計上しております。
- 前中間連結会計期間においてこの変更を行った場合、前中間連結会計期間の「その他経常費用」が18,166百万円減少し、「法人税、住民税及び事業税」が同額増加します。
6. 1株当たり中間純利益金額 12,866円23銭
7. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 12,865円88銭

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	6,642	6,655	13

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	1,781,219	2,005,454	224,235
債券	10,506,617	10,533,551	26,933
国債	10,179,636	10,205,461	25,824
地方債	16,996	17,611	614
社債	309,983	310,478	494
その他	4,737,077	4,582,533	△154,544
外国債券	3,762,907	3,735,556	△27,351
買入金銭債権	112,809	110,211	△2,597
その他	861,360	736,765	△124,595
合計	17,024,914	17,121,538	96,624

（注）1. 評価差額のうち、時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額は、13,202百万円（利益）であります。また、時価ヘッジ等適用の結果、純資産直入処理の対象となる83,421百万円に繰延税金負債6,546百万円を差し引いた額

76,874百万円のうち少数株主持分相当額1,614百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額1,489百万円を加算した額76,750百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したもののについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。
当中間連結会計期間における減損処理額は6,993百万円（うち株式912百万円、外国債券6,075百万円、その他5百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。
 - ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
 - ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（追加情報）

1. 変動利付国債

「有価証券」のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。

なお、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が21,879百万円増加、「繰延税金資産」が8,894百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が12,985百万円増加しております。

合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

2. 証券化商品

当行欧州拠点及び米州拠点の貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいとため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況が継続していることから、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。

これにより、従来より継続的にブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等をもって時価としていた場合に比べ、「有価証券」が118,662百万円増加、「繰延税金資産」が422百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が616百万円増加し、「経常利益」が15,107百万円増加しております。

なお、上記の経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって計上した証券化商品の中間連結貸借対照表価額は434,962百万円であります。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、住宅ローン担保証券、ローン担保証券、商業不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券であります。

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	296,397
非公募債券	572,420
非上場外国証券	327,531
その他	93,160

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 124百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 8名 同社の執行役員 60名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 1,217,000株
付与日	平成21年8月18日
権利確定条件	みずほ証券株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役または執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。 ただし、同社の取締役または執行役員の地位を喪失した後、引続き同社の取締役または執行役員に就任する場合はこの限りではなく、最終的に同社の取締役または執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。
対象勤務期間	自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年8月19日 至 平成41年8月18日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき306円21銭

(注) 株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

当行の連結される子会社であるみずほ証券株式会社（以下「旧みずほ証券」という）と持分法適用の関連法人等である新光証券株式会社（以下「新光証券」という）は、それぞれ平成21年3月4日の取締役会の承認を経て合併契約を締結し、平成21年4月3日に開催された両社の株主総会において当該合併契約承認が決議され、平成21年5月7日に合併（以下「本合併」という）いたしました。

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、議決権比率、取得企業を決定するに至った主な根拠

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 被取得企業の名称 | 新光証券株式会社 |
| (2) 事業の内容 | 金融商品取引業 |
| (3) 企業結合を行った主な理由 | みずほフィナンシャルグループの一員として、銀行系の証券会社としての強みを生かし、先行きの不透明感の強い市場の中で競争力をつけるとともに、お客さまへのサービス提供力を向上させ、更には、グローバルベースで競争力のある最先端の総合金融サービスを提供できる体制への再構築が必要であると判断したため |
| (4) 企業結合日 | 平成21年5月7日 |
| (5) 企業結合の法的形式 | 新光証券を吸収合併存続会社とし、旧みずほ証券を吸収合併消滅会社とした合併 |
| (6) 結合後企業の名称 | みずほ証券株式会社 |
| (7) 議決権比率 | 企業結合直前に所有していた議決権比率 27.25%
企業結合日に追加取得した議決権比率 32.23%
取得後の議決権比率 59.48% |
| (8) 取得企業を決定するに至った主な根拠 | 法的に消滅会社となる旧みずほ証券の株主である当行が、本合併により新会社の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合会計上は旧みずほ証券が取得企業に該当し、新光証券が被取得企業となったもの |

2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成21年5月7日から平成21年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	旧みずほ証券の普通株式	107,801百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	118百万円
取得原価		107,920百万円

4. 合併比率、算定方法、交付株式数、段階取得に係る損益

(1) 合併比率

会社名	新光証券（存続会社）	旧みずほ証券（消滅会社）
合併比率	1	122

(2) 算定方法

旧みずほ証券及び新光証券は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、それぞれ合併比率算定のための第三者評価機関を任命し、その算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

(3) 交付株式数

普通株式 815,570,000株

(4) 段階取得に係る損益

△13,653百万円（特別損失に含んでおります）

5. 発生した負ののれんの金額、発生原因、会計処理

(1) 発生した負ののれんの金額 66,972百万円（特別利益に含んでおります）

(2) 発生原因

被取得企業に係る当行の持分額と取得原価との差額によります。

(3) 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）の早期適用により、負ののれんが生じた連結会

- 計年度の利益として処理しております。
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | | |
|----------|----------|--------------|
| (1) 資産の額 | 資産合計 | 2,320,378百万円 |
| | うち特定取引資産 | 1,008,003百万円 |
| (2) 負債の額 | 負債合計 | 2,020,504百万円 |
| | うち特定取引負債 | 671,840百万円 |
7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 無形固定資産に配分された金額 | 73,949百万円 |
| (2) 主要な種類別の内訳 | |
| 顧客関連資産 | 73,949百万円 |
| (3) 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間 | |
| 顧客関連資産 | 16年 |
8. 取得企業の合併に伴う持分変動損益
- | | |
|--|--------------------------|
| | △38,899百万円（特別損失に含んでおります） |
|--|--------------------------|